

通知カードの廃棄等に関する要綱

平成28年6月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項及び第2項に規定する通知カードについて、適正な管理を行うため、廃棄等の必要な事項を定めることを目的とする。

(通知カードの催告・廃棄)

第2条 通知カードが返戻されてきたときは、住民票記載事項の確認を行い、本人に催告書を送付し、返戻を受けた日から起算し90日間保管する。

2 前項の保管期間を過ぎても通知カードの受領がなかった場合、催告書を再度送付し、さらに90日間保管する。

3 前項の期間を過ぎても通知カードの受領がなかった場合は、次条により廃棄する。

4 前3項の規定に関わらず次に掲げるいずれかの場合においては、当該通知カードを即時に廃棄する。

(1) 防府市から転出している場合

(2) 住民票が消除されている場合（前号の場合を除く。）

(3) 個人番号又は住民票コードが変更されている場合

(4) その他の事由により当該通知カードを交付することが出来ない場合

(通知カードの廃棄)

第3条 廃棄は、通知カードの返還登録を行なった上、通知カード券面の個人情報を読み取れないよう通知カードを細かく切断することによって行なうものとする。

2 通知カードを廃棄したときは、通知カード交付状況管理簿に、次に掲げる事項について記録する。

(1) 氏名

(2) 個人番号

- (3) 廃棄年月日
- (4) 通知カード保管期間
- (5) 廃棄理由

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。